

議会改革推進特別委員会 作業部会 A【第 4 回報告書】

日時：2026年5月18日（金）13時00分～

出席者：内藤委員長、柳田副委員長、太田委員、宮池委員、佐野委員、白川委員、尾崎委員

【政務活動費の宿泊費の上限金額の変更について】

○事務局より理事者側の特別職の宿泊費に合わせた水準とする旨を説明。食事代を含むかどうか議論があったため、委員会で諮ることとする。

【項目①：予算と決算の連動について、項目⑱：議会からの予算要求の仕組み化について】

※委員長からの報告のみ。協議はなし。

○事業評価（ミクロの視点）については、引き続き執行部と正副委員長で調整し、進捗があれば報告する。

○施策評価（マクロの視点）については、前回の作業部会で四日市市議会のやり方を奈良市議会にそのまま当てはめるのは難しいとの意見や、奈良市のスタイルを大きく変えずにプラスアルファで提言できるような仕組みを作るべきとの意見があり、奈良市の運営方法に近く、予算と決算の連動の仕組みを行っている他市の調査を行い、参考とすべき市があれば視察も含め調査検討する。協議の期間は来年9月までに延長する。

【項目②：補正予算における予算説明調書の作成と提出について】

○以下の正副委員長案を提案

【正副委員長案】

○補正予算に計上されている予算については、債務負担行為補正も含め調書の作成を求める。
ただし、地方自治法第179条及び第180条の規定に基づく補正予算の専決処分並びに以下の内容の補正予算については、調書の作成を求めない。

1. 全額国または県支出金、寄付金等の特定財源による補正（全額特定財源による基金を財源とする補正を含む）
2. 基金への積立金
3. 人件費に関する補正
4. 一般会計、特別会計からの繰出金（公営企業会計への繰出金は除く）
5. 給付費や扶助費の補正
6. 指定管理者による公の施設の管理に要する補正のうち金額の記載がないもの
7. 国・県等への返還金、納付金及び負担金等の補正
8. 債務負担行為の廃止
9. 財源更正
10. 市税還付金等
11. 債務負担行為補正のうち、年度当初の随意契約締結の解消を目的とするもの
12. 減額補正

○正副委員長作成の「調書作成を求めない12項目」について、委員からは「概ね賛成だが、項目によっては積算根拠を知りたいものがある」、「従来のA3の資料（議会から求めている資料ではなく、コロナ禍以降執行部が自主的に作成するようになった資料であるため、作成は執行部判断による）があるならよいが、ないなら調書がほしい」、「基金を取り崩して事業の財源とする1番と、基金積立ての2番は連動している項目であることは理解しておくべき」といった意見が出された。

○委員会に諮り、調書作成の提出を求める範囲を判断することとなった。

【項目⑭：委員会における委員間討議の活性化について】

○前回の作業部会を踏まえ、令和8年6月～8月に行われる各種委員会において、委員間討議を試行実施する。

○以下のA案、B案、C案のうち、A案かつ、B案あるいはC案のどちらかを実施する正副委員長案を提案。

※A案：閉会中の常任委員会を除く、補正予算等特別委員会、ごみ焼却施設等検討特別委員会、部活動地域展開に関する連合審査会等の各種委員会では、3月定例会で行った予算決算委員会の実施方法を参考にし、委員間討議を引き続き試行実施する。

※B案：閉会中の常任委員会においては、理事者からの報告案件に対し委員間討議を行う。報告案件がない場合は委員間討議は実施しない。なお、本件を実施するに当たり、理事者へは閉会中の常任委員会において、積極的な報告を求める要望を行う。

※C案：閉会中の常任委員会においては、それぞれの委員会でテーマを決定し、それに基づき委員会討議を行う。

○委員からの意見は以下のとおりである。

- ・理事者からの報告をテーマにする場合、準備期間が短い。C案であればテーマを早い段階で決めるので、準備の時間をどうするかでBかCかが決まるのではないかと。
- ・作業部会としては、Aに異議あるかどうかを聞き、BとCどちらがいいかを話し合っ集約して決められなかったらそれはそれでいいのでは。Bは準備が1週間、Cはあらかじめテーマを決めるので前に準備できる。この違いを踏まえて議論してはどうか。
- ・Bについては、理事者からの報告事項がせいぜい3件程度で、口頭報告の場合はテーマしか分からない。
- ・Bの報告案件と、Cの質疑したいテーマを一緒にするのはどうか。報告案件に絞ったり、事前に決めたテーマだけに絞ったりする必要はないのではないかと。
- ・Cの場合、委員がテーマを持っていたらそれを委員会のテーマにして1年間で協議しながら政策提言に結び付けていくので、委員長の技量によらずとも委員間討議ができればうまくいく。
- ・Bは、特に質疑のない報告事項もあるし、質疑があれば当日の委員会で質疑を行い、そこでクリアになる場合もあるので、委員間討議が必要になるかがその場の判断となる。現在は委員個人の関心に基づいて質疑しているが、委員会共通のテーマをもっていいと思うので、どちらかといえばCに賛成する。
- ・Aの付託案件・調査事件の中にBの報告案件を含めて、それに含まれないテーマがあるならCにするというのはどうか。

- ・ Bは委員長の采配によるものが大きいので担保できない。Cは委員長の采配によらずとも行える。
 - ・ 何について討議するかは委員の自発的な提案で行われるのが一番いい。委員の方からこれについて議論しようという提案をしてもらって委員長に裁いてもらうのがいいのではと思う。事前に決めるにしても全委員が賛成するかどうかのすり合わせも大変。
- A案は実施した上で、B案とC案を合わせたような内容で行ってはどうかとの作業部会としての結論となった。本件に関しては、委員会で諮ることとする。
- なお、委員間討議を活発に行うことが趣旨であることを念頭に置き、実施することになった場合は全議員が委員間討議について理解できるよう、委員会で趣旨説明を行い、結論を各会派に伝達する。

【項目⑪：議案審査について（議案ごとの審査、法令の徹底）】

- 佐野委員より、下記2件の提案がなされた。
- (1) 議案が付託された委員会（6月、12月の特別委員会、9月の予算決算委員会、3月の予算決算委員会）において、予算案以外の条例等のその他議案についても予算案同様に1議案ごとの審査を行うこと。
 - (2) 本会議の報告や議案に対する質疑について、会議規則で自己の意見を述べてはならないと規定されているにもかかわらず、意見を述べているケースが未だに見られることから、注意喚起を行うこと（会議規則の徹底のための提案であるため、協議は行わない）。
- (1) に対する委員の意見は以下のとおりである。
- ・ 現状でも、議案としては上がっているし、質疑は行えているのではないか。
 - ・ その他議案は最後にまとめて質疑を行っているため、外部から見て議論の流れが分かりにくくなっている。
 - ・ 条例改廃・制定議案に関しては、1議案ごとの審査でも問題ない。
- 提案のとおり、委員会に諮ることとする結論に至った。

【項目⑫：予算決算委員会の審議の進め方について】

○委員長より、3月定例会で行った当初予算審査方法について、予算説明会、分科会審査双方の課題点等を上げ、令和9年3月定例会において、今年の審査方法で引き続き行うのか、改善点を発見してより良い方法とするのか、元の予算決算委員会方式で行うのかを協議するものであり、3月定例会の運営方法、予算説明会や目ごとの審査の在り方について検証するため、全議員へアンケートを行うことを検討していることを説明。アンケート内容の正副委員長案を共有した。

○全議員へのアンケート調査を行い、そのうえで協議を行うことに異議がなかったため、正副委員長案を基にアンケートの素案を作成し、次回の委員会で決定したうえでアンケートを実施し、その結果をもとに協議することとなった。

【項目⑬：3月・9月の定例会において休会日を増やすこと、並行審査を行わないことについて】

○3月・9月の定例会において、議案熟読を2日増やすこと、並行審査を行わないことについて是非を検討する。

○当初の提案では、並行審査を廃止すべき理由として片方の審議内容を把握できないことが挙げられていたが、並行審査を行った委員会は、翌開庁日に無編集の録画映像がアップされることで解決されているとの意見が出されていた。

○委員長より現行のままでよいか諮ったところ、異議がなかったため、本件の協議は終結し、委員会で報告することとする。